

一般社団法人日本衛生検査所協会 精度管理委員会規程

(所管事項)

第1条 一般社団法人日本衛生検査所協会（以下「本協会」という。）精度管理委員会（以下「委員会」という。）は、次の事項を所管する。

- (1) 衛生検査所における検査の精度管理に関する調査研究を行うこと。
- (2) 衛生検査所における検査の精度管理に関する事業を総合的かつ計画的に推進するため、一般財団法人医療関連サービス振興会が所掌する衛生検査所業務医療関連サービスマーク制度事業との連携及び調整を行うこと。
- (3) 精度管理調査を実施すること。

(組織)

第2条 委員会は、委員13人以内で組織する。なお、委員会には必要により本協会支部の所管区域を単位とする、地区委員を置くことができる。

- 2 委員は、本協会の会員及び学識経験者の中から、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 地区委員は、本協会の支部長の推薦に基づき委員会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 地区委員の任期については第1項及び第2項の規定を準用する。この場合「委員」とあるのは「地区委員」と読み替えるものとする。

(委員長・副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、会長の要請があったとき又は委員長が必要と認めたとき、委員長が招集する。

(委員会の議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 専門の事項について調査審議する必要があるときは、専門委員を置くことができる。専門委員は、委員会において選任し、会長が委嘱する。

(部会)

第7条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、その部会に属する部会員の互選により定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、その部会に属する部会員の中から互選された者がその職務を行う。

5 委員会は、その定めるところにより、部会の決議を以て、委員会の決議とすることができる。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(本規程の改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附 則

この規程は、平成 元年 4月 1日から実施する。

この改定は、平成 7年 5月27日から実施する。

この改定は、平成25年 4月 1日から実施する。

この改定は、令和 6年 3月28日から実施する。